

8 特定建設作業に関する届出（群馬県的生活環境を保全する条例第71条）

（1）届出事由

規制地域内において、特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする場合

（2）様式、提出部数

ア 届出様式

特定建設作業実施届出書（様式第22号）

イ 提出部数

正本にその写しを1通添付（内容審査後、届出書の写しをお渡しします）

ウ 添付書類

a 特定建設作業の場所の付近の見取り図

b 特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表で特定建設作業の工事工程を明示したもの

（3）提出期限

特定建設作業の開始の日の7日前までに市長に届出する

（4）提出窓口

環境部 環境政策課 環境保全係

（〒372-0824 伊勢崎市柴町954番地 清掃リサイクルセンター21）

T E L （0270）27-2733

F A X （0270）27-5388

（5）その他注意事項

ア 「届出者」欄は、当該工事の発注者から直接請け負った元請負人とする。なお請負人が共同企業体である場合は当該共同企業体協定書等に定める代表者とする。

イ 「建設工事の名称」欄は、〇〇ビル工事などの工事名とする。この場合、工事発注者と請負契約書を取り交わしているときは、その契約書に記載されている工事名とする。

ウ 「建設工事の目的に係る施設または工作物の種類」欄は、目的とする施設、または工作物を把握するため、〇階鉄筋コンクリートビル〇〇㎡等具体的に記入する。

エ 「特定建設作業の種類」の欄は、政令に定める特定建設作業を記入する。

オ 特定建設作業に使用される機械の名称等は、コンプレッサー遠心型、〇〇製、△△kw1台等具体的に記入する。

カ 「建設作業の場所」欄は、作業の実施される場所を記入する。

キ 「特定建設作業の実施期間」及び「特定建設作業の開始及び終了の時刻」欄は、次のとおりとする。

（1）作業の開始及び終了時刻は、作業禁止時間帯に入り込まないこと。

（2）作業日は、日曜日その他の休日を記載するか、作業日数を記入すること。

（3）「実働時間」欄は、1日の作業時間及び作業期間中の延べ実働時間を併せて記入すること。

ク 「騒音又は振動の防止の方法」欄は、防止の措置を具体的に記入する。別紙として添付してもよい。

県条例に基づく振動に係る特定建設作業

- 1 空気圧縮機（原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（手持ち式以外のブレーカーを使用する作業を除く。）